平成29年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成29年3月6日(月曜日)

議事日程第2号

平成29年3月6日(月曜日)午前10時開議

第 1 市長の退職申出に対する同意について

第 2 一般質問

出席議員(25人)

1番 佐藤芳雄 2番 秩父博樹 4番 佐藤隆盛

5番後藤 健 6番佐藤育男 7番石塚 柏

8番藤田和久 9番佐藤文子 10番小山緑郎

11番 茂 木 隆 12番 橋 村 誠 13番 古 谷 武 美

14番 金 谷 道 男 15番 高 橋 幸 晴 16番 冨 岡 喜 芳

17番 大 野 忠 夫 18番 小 松 栄 治 19番 渡 邊 秀 俊

20番 佐 藤 清 吉 21番 児 玉 裕 一 24番 大 山 利 吉

25番 本 間 輝 男 26番 鎌 田 正 27番 橋 本 五 郎

28番 千 葉 健

欠席議員(1人)

22番 高 橋 敏 英

遅刻議員(0人)

早退議員(1人)

1番 佐藤芳雄

説明のため出席した者

副 市 長 久 米 正 雄 教 育 長 吉 川 正 一 (市長職務代理者)

代表監査委員 福原堅悦 総務部長 佐藤芳彦

市民部長 髙 階 仁 企 画 部 長 小 松 英 昭 健康福祉部長 小野地 淳 農林部長 今 野 成 司 功 経済産業部長 建設部 司 小野地 洋 長 朝 田 病院事務長 富樫 公 誠 教育指導部長 伊 藤 雅 己 生涯学習部長 山 谷 喜 元 総 務 課 長 人 福 原 勝

議会事務局職員出席者

局 長 伊 藤義之 事 堀 江 孝 明 藤孝文 主 幹 鷰 冨 樫 康 副 主 幹 隆 主 席 主 査 佐 藤和人

午前10時00分 開 議

○議長(千葉 健) おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、22番高橋敏英君であります。

- ○議長(千葉 健) 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。
- ○議長(千葉 健) 日程第1、市長の退職申出に対する同意についてを議題といたします。

まず、その退職届を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長(伊藤義之) それでは、朗読いたします。

辞任届

私事、このたび病気治療のため本職を辞任いたしたく、ここにお届けいたします。

大仙市議会におかれましては、速やかなるご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成29年2月27日

大仙市長 栗林次美

大仙市議会議長 千葉健殿 以上でございます。

- ○議長(千葉 健) お諮りいたします。本申出に同意することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって、市長栗林次美君の退職に同意する ことに決しました。
- ○議長(千葉 健) 日程第2、一般質問を行います。 順次質問を許可します。最初に、1番佐藤芳雄君。 (「はい、1番」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) はい、1番。

【1番 佐藤芳雄議員 登壇】

- ○議長(千葉 健) 1番の項目について質問を許します。
- ○1番(佐藤芳雄) おはようございます。だいせんの会の佐藤芳雄です。通告に従い、 一般質問をさせていただきます。

私からは、一つ、ご当地ナンバーについて、導入について質問いたします。

ご当地ナンバーといっても皆さん、何かとわからない人もおりますけれども、いわば車のナンバーのことでありまして、今、時代が変わりまして、ナンバー、こういうふうな、そして私は、ここに「秋田」じゃなくて「大曲」という名前をつけてナンバーを、ということで、「大仙」じゃなく「大曲」と。なぜかといいますと、やはり全国各地で今、国交省は、新たな地域名を表示するナンバープレート、通称ご当地ナンバーが導入されるようになりました。

そこで私は、当市において大曲花火というブランドを活かして、「大曲」というご当地ナンバーの導入を目指してはどうかと思うわけであります。

大曲というナンバープレートに、名をこだわる理由についてでありますが、私は合併 当時、新市の名称を決定する際には、いろいろなことがあったと思います。だが、大仙 市になってから、「大仙市」より「大曲市」にとの多くの声が聞こえてきました。考え てみますと、秋田県内で合併した市のほとんどが合併前の市の名称を利用といいますか 使用しているのが現状であります。秋田市をはじめ大館市、能代市、男鹿市、由利本荘 市、横手市、湯沢市、こうしたことからも「大曲」という名称が、良いのではないのか と感じているところであります。

前市長は、いつの日か一般質問で「大曲市」とすることについては、あまりいい答弁

をしなかったような気がいたします。私も大仙市になって大曲に簡単に名前を、名称を 変えることは容易ではないかとは思っております。

そこで思い出したのが、数年前に私は岩手県平泉町というところにある中尊寺に5、 6回は行っておりますが、中尊寺がやっぱり春、夏、秋、冬がすごくきれいですからい い場所でありまして、中尊寺が世界遺産に登録になりました。

そこで、登録に向けて運動しながら同時にということで、「平泉」というご当地ナンバーの導入に向けた運動もしていたのであります。導入されるためには、いくつかの基準をクリアすることが前提となりますが、大仙市におかれましては、大仙市大曲で今年は4月24日から29日には国際花火シンポジウム「世界の花火 日本の花火」が開催されることも踏まえて、大仙市大曲は全国のみならず世界的にも認知されていることとなります。そして、衛星放送で12月31日には花火の放送もされているのでマスコミにも有名であります。

そしてまた、ナンバープレートに表示された際には、視認性、認知性、両面において 導入基準をクリアできるのではないでしょうか。大仙市には、国の指定しております池 田庭園もあります。また、こうしたことが地域振興や観光振興にもつながっていくと考 えられることを踏まえて、ご当地ナンバー導入に対する市の見解を伺います。よろしく お願いします。

○議長(千葉 健) 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 佐藤芳雄議員の質問にお答え申し上げます。

質問のご当地ナンバーの導入についてでありますが、自動車登録番号標、いわゆる ナンバープレートの地域名表示は、基本的に自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局、 または自動車検査登録事務所の名称や所在地を表示しており、当該事務所の新設に伴い、 その名称等が追加されております。

一方、議員ご提案のご当地ナンバーは、地域振興や観光振興等の観点から、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、対象市町村の区域を区切って独自の地名を定められるよう新たに開始された制度で、国土交通省が平成18年10月と平成26年11月の二度にわたり導入を実施し、全国で29種類のご当地ナンバーが導入されております。

導入基準については、各種行政事務や自動車登録業者、自動車使用者等に混乱が生じ

ないように、国土交通省が要綱を定めており、対象地域や名称の基準は、地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりがある地域であること、原則として複数の市町村の集合であること、当該地域で登録されている自動車の数が10万台を超えていること、行政区域や旧国名などの地理的総称であり、当該地域名が全国的に認知されていることなどとなっております。

また、導入手続については、希望者だけでなく当該地域内に使用の本拠を有する全ての自動車に付与するため、当該地域を構成する全ての地方公共団体の合意とアンケート等の実施による当該地域の住民や自動車ユーザー、関係団体の意向確認のほか、議会の支持を得た上で当該都道府県を経由して地方運輸局に要望を行う必要があります。

大仙市に登録されている四輪自動車の台数は、平成28年4月1日現在6万9,545台で、仙北市、美郷町に登録されている台数と合わせた2市1町の合計は10万8,819台となっておりますが、市民並びに近隣自治体住民の同意、さらには県内のバランス等、要綱の基準への適合性に県の判断が必要であることを考慮すると、ご当地ナンバーの導入はクリアすべき課題が多く、難しい状況にあるものと考えております。

市といたしましては、「花火のまち 大仙市」の魅力を効果的に発信していくため作成したロゴデザインと市のマスコットキャラクター「まるびちゃん」を組み合わせた原動機付自転車用オリジナルナンバープレートを平成29年度から交付し、地名度の向上と観光振興を図ることとしており、まずはこの事業による効果を見極めたいと考えております。

以上です。

【久米副市長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対する再質問はございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) はい、どうぞ。
- ○1番(佐藤芳雄) いや、簡単にはできない、難しいのは当たり前でございますけども、 国土交通省のデータによりますと、ご当地ナンバーも含めると、現時点で47都道府県 で116の自動車ナンバープレートが存在しているようです。そのうち東北地方におい ては、秋田県だけなんです。「秋田」の一つだけで、ほかの県は二つ以上のナンバープ レートがあります。存在しております。青森県は「青森・八戸」、岩手県は「岩手・盛

岡・平泉」、山形県は「山形・庄内」、宮城県は「宮城・仙台」、福島県は「福島・会津・郡山・いわき」、導入するためには、隣接する自治体の協力、同意がなければできないのは知っております。だが、自治体が市民を代表して、やはりトップセールにならなきゃ、こまめに情報収集をして、粘り強く各市町村を回り、導入に向けて取り組み、同時にナンバープレート導入を契機に企業誘致の継続的な推進を図り、雇用創出と交流人口の拡大を実現させてもらいたいと考えますが、市の所見をもう一回伺います。

- ○議長(千葉 健) 再質問に対する答弁を求めます。久米副市長。
- ○副市長(久米正雄) 佐藤芳雄議員の再質問にお答え申し上げます。

企業誘致、雇用創出、交流人口の拡大には様々な手法があり、議員ご提案の、このご 当地ナンバーの導入もその一つだと思っております。

先程申し上げましたとおり、クリアすべき課題は非常に多いということでございますけれども、課題は多いものの、まずはこの商工団体や地域づくりにかかわる諸団体、さらには市の地域協議会など様々な立場の方の意見を聞くほか、例えばでありますけれども、市民評価アンケートの項目の一つとして、この市民の意向を確認するなど、政策として実現可能が研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(千葉 健) 再々ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) はい。
- ○1番(佐藤芳雄) やはり導入するには、大変いろんなことがあるとは思います。そこで、国土交通省につきましては、やはり今度、ラグビーワールドカップが日本に、4年に一度行われるラグビーの世界決定戦であるラグビーワールドカップ、1987年に第1回大会が開催され、オリンピックやサッカーワールドカップに次ぎ、世界三大スポーツイベントの一つとして数えられることも、その本大会が2019年にアジアでの初開催となる日本にやってきます。2020年にはオリンピック、これに記念してラグビーワールドカップ特別仕様につきましても、このようなナンバープレートにロゴナンバーとしたりすることを計画しているようでございます。

それにしても我がこのご当地ナンバーにつきましても、いろいろトップセールスなり 運動していただければ、可能じゃないかと私は考えるのであります。大仙市職員は、自 治体は皆さんでトップセールスになり行動を起こさなければならないのが実情ではない でしょうか。私たちだいせんの会は、昨年、神奈川県の熱海市に行ってまいりました。 その熱海市には、トップセールスの市の職員がいるということで、皆さんご存知だと思いますけれども、昨年ほど、2年ぐらい前ですか、熱海市は破産するんじゃないかとマスコミでいろいろ、北海道の夕張市と同じ、二の舞になることが報道されたことがあります。そういうわけで、熱海市に我がだいせんの会が研修に行ってまいりました。すると、やはり職員がトップセールスになり、あっちにこっちに動いて財政をカバーしたというお話しました。この中身については、もうお話しますと時間がありませんので、この次の一般質問ですると思いますけども、何とか自治体の皆さんも行動を起こして頑張ってくださるようお願いしまして私の質問は終わります。

○議長(千葉 健) これにて1番佐藤芳雄君の質問を終わります。

【1番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長(千葉 健) 次に、11番茂木隆君。

(「はい、議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、どうぞ。

【11番 茂木隆議員 登壇】

- ○議長(千葉 健) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○11番(茂木 隆) 新政会の茂木です。本日は、4点について質問させていただきます。

まず、市長がおらないという中での一般質問、極めて特異な状況でありますけれども、 市長がおらなくても市政は一日たりとも停滞は許されるものではありません。そういう 中で市長職務代理者の久米副市長、教育長、また、優秀な幹部職員がおられますので、 そのことを念頭にしながら質問をさせていただきます。

最初に、市内小・中学校教育について2点質問させていただきます。

その1点目は、ICT教育のタブレット端末活用で全国に誇れる教育都市を目指すことであります。

文部科学省が2007年度より実施しております全国学力テストにおきまして、本県は9回連続トップ級という成績を得ており、全国的にも注目を集めております。中でも我が大仙市は、その県平均を上回る成績ということで、学力向上に関しての県外からの視察が過去3年間で見ても214団体1,155人に上り、市民の一人として誇らしく感じておるところでございます。

その要因としては、生活の面で規則正しいしっかりした家庭生活や地域との様々なかかわりがあるということは無論でありますが、本県が10年以上前から行っている「探究型授業」という、教師が一方的に教え込むのではなく、子どもの学ぶ意欲を伸ばす積極的に参加する授業スタイルが大きな要因であると見られております。そういう中で、中央教育審議会が文部科学相に答申した次期学習指導要綱の改革案に、討論や発表を通じて主体的に学ぶアクティブ・ラーニングを小・中・高の全教科に導入することが盛り込まれ、2020年度から順次実施されます。まさに本県で行われてきた授業スタイルがアクティブ・ラーニングそのものであり、それを、より効果的にするものとしてICT教育、つまり情報通信技術を取り入れた教育があります。もちろん本市でもパソコン活用による授業は、市内全ての小・中学校で以前から行われておりますが、電子黒板やタブレット端末を活用した本格的な教育は、まだ行われていないと認識しております。

そういう中、私ども教育福祉常任委員会では、昨年、その先進的な取り組みを行っている滋賀県草津市へ教育長とともに行政視察に行ってまいりました。

また、本年2月には、我が会派新政会でも福島県郡山市で同様の視察をしてきました。 両市ともタブレット端末を27年度中に市内全校に整備をし、その効果を検証した結 果において、草津市では、児童・生徒の意識において、思考力、表現力、意欲や知識理 解力が高くなっており、学力テストの結果においても知識理解、思考、判断力、技能の 全ての観点において成績が伸びておるということでした。

郡山市では、総合的な学習の時間などでタブレット端末の活用が図られ、保健体育の 実技や国語科のスピーチなどを児童生徒自らが写真や動画で撮影し、その場で自分の活動を振り返る学習やインターネット検索なども通して探究的な学習を主体的に行っており、また、児童生徒の複数の考えを教師用タブレット端末で瞬時に集約し、比較整理してスクリーンに示すことにより学習内容の理解を深めているとのことで、特に集中力がなかったりする支援を要する教育については、大きな効果が期待できるようであります。

今、学力テストで秋田、石川、福井などの上位県と下位の県の差が縮小傾向にあるということであります。そこで、本市のこれまでの優位性を活かしながら、教育での先進的な課題に少しでも早く取り組み、将来を担う人材の育成につなげるべきと思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、学力よりも大事な人間としての思いやりやいたわるやさしさ、そ して礼節を尊ぶ心の教育も誇れるものにしていただきたいというふうに思います。 続いて、市内小・中学校でのいじめと不登校児童生徒の実態と対応について伺いますが、このことについては、私も一昨年の9月定例会において同様の質問をさせていただいておりますが、その年は7月に岩手県の矢巾中学校の生徒が、いじめが一因と見られる自殺事案があり、全国的にも大きな社会問題として取り上げられました。当時、本市でのいじめの認知件数は29件あり、いずれも深刻な事態にはなっていないとのことで、うち14件は問題が解消され、15件については解消に向け対応中ということでしたが、昨年10月、文部科学省の問題行動調査で秋田県内小・中学校が8年ぶりに全国平均を上回り、特に小学校のいじめは前年を大幅に上回る976件で1.8倍になり、中学校も148件増の514件ということがわかりました。このことについて市内小・中学校での認知件数はどうなっているのか、増えたとすれば、その要因は何なのか、対応とともにお尋ねします。

また、不登校についても伺います。全国的には3年連続で増加しているようですが、本県の小学校は千人当たり2.5人と全国最少であります。中学校は千人当たり20.4人と、全国で2番目に少ないようですが、引きこもり傾向にある児童生徒も含め、我が大仙市の実態と対応を伺います。

○議長(千葉 健) 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長(吉川正一) 茂木隆議員の質問にお答え申し上げます。

質問の教育のICT化への取り組み、整備の推進についてでありますが、現在、児童生徒が各学校のパソコンルームで使用する1,124台のパソコンは、5年リースで契約をしておりますが、リース満了の時期を迎えた学校から、順次、現在あるノートパソコン等からパソコンルームの外に持ち出して使用できるタブレット型パソコンへの入れ替えをしております。これまで小・中学校合わせて14校に合計206台のタブレット型パソコンを導入しておりますが、平成31年度末から平成32年度当初までには、全てタブレット型パソコンに入れ替えようとする計画により、整備を進めております。そのための経費として5年間で約2億8,000万円を見込んでおります。

また、写真やグラフなど様々なデータを効果的に提示したり、児童生徒のノートを拡大して投影し、発表の際に使用したりするなど、ICT機器を活用して児童生徒主体の授業ができるよう、電子黒板や実物投影機器等の機器もタブレット型パソコンを整備する時期にあわせて、計画的に導入しております。

なお、次期学習指導要領においては、将来どのような職業に就くとしても、時代を超 えて普遍的に求められる力としての「プログラミング教育」の実施も始まります。

加えて、タブレット型パソコンの導入は、カメラ機能やインターネット活用による多様な情報収集が可能であることなどの理由で学校教育への有用性も大いに期待できることから、本市におけるタブレット型パソコンへの整備の充実に努めてまいります。

また、タブレット型パソコンの有効活用に係るモデル校を設置するなど、ICTを活用した効果的な学習指導のあり方や活用の仕方等について、教員のスキルアップを図る研修の充実も図ってまいります。

あわせて、ICT機器は、あくまでもツールとして活用するものと捉えており、基本的には人と人とのかかわりを大事にし、言語活動の充実や心の教育を基盤にした学習活動に今後とも努めてまいります。

次に、質問の市内小・中学校におけるいじめ及び不登校児童生徒の実態と対応についてお答え申し上げます。

はじめに、いじめについてでありますが、市教育委員会では、いじめに関する実態調査を年3回、定期的に実施しております。平成28年度12月調査では、55件のいじめを認知しており、件数は昨年度12月調査と比較しますと30件増えております。

いじめの認知件数が増えた理由といたしましては、各学校では、いじめは誰にでも、 どの学校でも起こり得るものとして、いじめの早期発見と初期段階での適切な指導につ なげようという認識のもと、積極的にいじめを認知したことが挙げられます。

なお、現在、認知したいじめ55件のうち40件は収束しており、残り15件についても、現在解消に向けて対応中であります。

また、いじめの主な内容としましては、悪口、からかい、仲間外れ、無視などであります。

市教育委員会といたしましては、インターネットやSNS等が原因で起こるトラブルやいじめ等を未然に防止するために実施している大仙市情報モラルいじめ対策事業を継続するとともに、毎年開催しております大仙市中学生サミットを通じて、SNSルール策定やいじめ撲滅に向けた各中学校の生徒会の自主的な取り組みの充実を図ってまいります。

次に、不登校についてでありますが、いじめ同様、年3回の実態調査を実施しております。

平成28年度12月調査では、不登校及び不登校傾向と判断される児童生徒数は37人であり、昨年度より人数は6人多いものの、平成25年度の42人、平成26年度の37人と同程度であります。

なお、不登校の主な原因としては、無気力、生活の乱れなどの本人にかかわる問題、 友人関係を巡る問題などであります。

対応につきましては、本市の中学校6校にスクールカウンセラーを配置されており、 それ以外の中学校5校には、心の教室相談員を配置するなど、全ての小学校にも対応で きるよう全中学校区における教育相談体制の充実を図っております。

また、学校への登校が困難である児童生徒に対しては、本市と美郷町が連携して専任 指導員を配置し、個別指導及び集団指導を実施する大仙・美郷不登校適応指導教室(フ レッシュ広場)を設置し、学校復帰への支援もしております。

今後とも、いじめ事案と同様に、学級担任が1人で悩みを抱えることがないよう、未然防止及び早期発見に係る情報共有と組織対応を基盤とし、本人、家庭、専門機関及び小・中間の連携を強化し、1人の子どもを複数の目で見守り育てる体制づくりの推進に努めてまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。
 - (「はい、議長」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) はい、どうぞ、11番。
- ○11番(茂木 隆) ICT教育の重要性については、教育長も十分認識し、これからの整備をしたいということでありますけれども、32年度までに全小・中学校のパソコンをタブレットに更新するというような予定であるようでありますけれども、今、全国的には、かなり早いスピードで、このタブレット端末が整備されております。昨年の3月時点で全国では25万3千台ということで、前年より10万台も増加しております。この1年前の2014年3月から見ますと、この2年間でその数は3.5倍になったというふうにあります。そういう中で大仙市も教育の町を標榜すると言いますか、目指すためには、やはり1年でも早く、計画的な更新はよろしいのでありますけれども、やはり1年でも早く全校にこのタブレット端末を整備し、そして公平な教育の環境を整えるべきだというふうに思います。

確か2億8,000万という多額な投資でありますけれども、教育に対する投資というのは、最も私、大事な投資だというふうに考えておりますし、そういう面で全国に誇れる、そういう夢を持った考え方について教育長のご見解を伺いたいと思います。

また、二つ目のいじめ、それから不登校の問題でありますけれども、このことに対しても教育長の答弁の中にありましたけれども、早い段階でいじめを把握し、そして未然防止につなげていくと、そういう考え方は、やはり最も大事だというふうに思いますし、また、単純に数で評価するようにはなってはいけない、まずそのいじめを見逃さないというその認識を全小・中学校で教師がやっぱりそういう認識を持つことが大前提だというふうに考えます。このことについても、ひとつ教育長のさらに突っ込んだご答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(千葉 健) 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。
- ○教育長(吉川正一) 茂木議員の再質問にお答え申し上げます。

まず最初のICT教育でございますが、本当にありがとうございます。先ほど議員からの質問の内容にもあったように、私も一緒に草津の方に行ってまいりました。草津は13万人ぐらいの人口で、小・中学校は20校ほどありますが、そこに既に4,200台のタブレット型パソコンが導入されているということで、全国的にも先進的な取り組みをしている市であります。大変勉強になりました。

1年でも早く導入したいというのが本音ではございますが、今、更新してございます。これ、一気にバッと、まず3億投入してやっても、ご承知のように1年ごとに機器がどんどん変わっていくんですね。いいものになっていくんですね。そういうこともあって年次計画で5年ごとの更新で進めているところでございます。ただ、いずれにしましても議員からお話あったようにですね、その更新の量というかですね、これを少しでも増やしてですね、いわゆる国において地方交付税措置されますので、その辺もお願いしながらですね、少しでも早い段階での購入に努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の不登校、いじめでございますが、これも答弁でも申しましたし、 先程、茂木議員からもご指摘あったようにですね、やはり早期発見が一番でございます。 最近、横浜の方では福島から来たですね、中学生が大変嫌な思いをしたり、あるいは報 道関係ではですね、子どもが作文の中に、そういったいじめがあると、無視されたり、 嫌なことを言われたりしたということを書いたのにかかわらず、担任がそれを発見でき なかった、あるいは見ていなかったといった話も聞こえてまいります。これは絶対許されないことでですね、そういったこともあってですね、今回、いじめの認知件数は若干増えてございますが、逆に言えば、先生方がどんな小さな子どもたちの声、あるいは行動をも見逃さないという姿勢が表れてきているんじゃないかなと思います。

いずれにしましても、きめ細かな、先生は大変かもしれませんが、きめ細かな観察、 そして対応にこれからも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(千葉 健) 再々ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) 次に、2番の項目について質問を許します。
- ○11番(茂木 隆) 次に、2点目の質問をさせていただきます。

移住・定住の促進について伺います。

昨年、県が行った県民意識調査によると、力を入れてほしい重要課題を尋ねたところ、若者らの就業支援や雇用環境の整備がトップで、次いで出産、子育てしやすい環境整備、そして県内への移住・定住できる環境づくりが続きました。いずれも長年の課題であると同時に、近々の課題でもあります。

そこで、県内で年間1万5千人を超える方々が亡くなっております。その数は出生数を大きく上回る自然減に対し、県外への転出者が転入者を上回る社会減対策に、やっぱり力を注ぐべきで、若者の県内定着や県外からの移住・定住促進にこれまで以上に力を入れるべきと考えます。特に県外からの移住者を呼び込む競争は、全国の自治体間で激しさを増しており、県内においても鹿角市で昨年4月から12月までの間、20世帯32人の移住者の実績を上げ、年代別では30代以下が8割を超えているとのことで、これは地域おこし協力隊として採用した20代、30代の4人が移住コンシェルジュとして相談対応や情報発信をきめ細かく行い、成果を上げております。

本市でも今年1月に1人を採用し、4月からもう一人が採用されるということでありますが、他自治体と比べ、この件では少し遅れをとった感は否めません。

また、由利本荘市や大館市でも専門部署を新設するなど、多くの自治体で知恵を絞っており、我が大仙市でも昨年、まち・ひと・しごと創生総合戦略を立ち上げ、その中で魅力あるまちづくりと移住・定住の促進が4つの柱の一つに据えられ、その対策の中で住宅リフォーム支援事業の子育て世帯改修工事に補助率15%、上限30万円、ふるさ

と就職者奨学金償還免除制度は、県内に本社がある企業に就職した場合に50%の免除、 雇用助成金はAターンの場合30万円、新卒者は15万円が雇用主に助成される予算が ついておりますが、就職した本人にも奨励金を設けるべきで、他の自治体と比較した場 合、インパクトが弱いように思います。

ただ、29年度予算の中で移住・定住推進事業費が新規に設けられており、期待するところでありますが、その中での移住者向け住宅支援や空き家バンクの活用、移住体験応援、移住プロモーション動画の作成と活用などのメニューがありますが、所管の異なる種々の施策の情報発信や専門的な相談も1カ所で済ますことのできるワンストップ窓口はぜひ必要ですので、この事業の内容について当局の考え方を伺います。

○議長(千葉 健) 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 質問の移住・定住の促進についてお答え申し上げます。

市では、これまで社会インフラの整備をはじめ、医療・福祉の充実や安全・安心対策、 集落支援対策など、市民の住みよさ、暮らしやすさの確保と地域の活性化のための施策 に取り組んでおり、あわせて雇用に関する支援策をはじめ担い手の確保や空き家バンク 制度など、移住・定住を促進する各種施策も進めてきたところであります。

また、大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標の一つに「魅力あるまちづくりと移住・定住の促進」を掲げ、まちのにぎわい創出と交流人口の拡大により、若者等の定住を促進するとともに田園交流都市の魅力を伝え、首都圏等からの移住者の呼び込みやAターンを推奨していくこととしております。

平成28年度におきましては、移住・定住に関する必要な情報を必要なだけ得られる環境を整備するため、企画部まちづくり課だいせんライフ促進班に移住相談窓口を設置して移住希望者への対応をするとともに、一般財団法人地域活性化センターからの移住・定住に関する推進体制整備支援事業助成金を活用しながら、移住・定住市民フォーラムの開催や首都圏における移住相談会の開催など、移住・定住促進に向けた体制の整備と情報発信を行ったところであります。

また、今後の移住・定住促進に関連した取り組みの具体的な行動計画となるアクションプランの策定を、有識者などによる策定委員会を立ち上げ進めており、年度内に 議員各位をはじめ各地域協議会などへお示ししてまいります。

平成29年度は、このアクションプランに基づき、新たな取り組みとして農業体験を

はじめ様々な体験メニューを設定し、移住希望者の要望に応じて、いつでもお試し移住が体験できる事業を実施するとともに、移住促進と市の知名度の向上を図ることを目的とした移住プロモーション動画を作成し、各種支援策を含めたインターネットでの発信など、市外・県外に広く大仙市をPRしていくことで「大仙ファン」を創出してまいります。

また、移住者同士が交流を図る移住者ネットワーク会議の設立を行うほか、移住者を対象にした住宅支援のパッケージ事業として、移住者が住宅を取得した場合は取得金額の5分の1、上限額100万円、空き家バンク登録物件の取得については150万円を上限とした助成のほか、賃貸住宅を賃借した場合については、月額の賃借料の2分の1、上限額2万円、空き家バンク登録物件は月額の賃借料の3分の2、上限額3万円、また、住宅を改修した場合については全体工事費の10分の1、上限額30万円、空き家バンク登録物件は40万円を上限とし、引っ越しについては引っ越しに要した費用の3分の1、12万円を上限に助成を行い、移住者の受入体制の充実を図ってまいります。

さらに、就業に関する取り組みとしては、大仙市への移住者を含め、市民を新規に雇用する企業に対して助成金を交付する雇用助成金事業を引き続き実施していくほか、新たに市内企業へインターンシップを行う学生や県外から市内企業への就職希望者に対して交通費や宿泊費の一部を支援するAターン就職支援事業を実施してまいります。

また、市内で創業を目指す方に対し、その創業に要する経費の一部を助成するこれまでの支援を拡充した総合支援事業は、経費の2分の1、上限額30万円に、そして、女性の創業である場合や市民を雇用した場合などの要件を満たすごとに10万円を加算し、さらに創業者が県外からの移住者である場合は、上限額を倍額にするもので、企業への就職だけでなく市内で創業する移住者の方への支援も充実させてまいりたいと考えております。

あわせて、集落支援員、地域おこし協力隊と連携しながら、地域の伝統行事や祭りへの支援に力を入れ、様々な地域行事に若者の参加を促し、地域のよさを認識していただくとともに、成人式などにおいて就業情報や大仙市の魅力を紹介したふるさと回帰を促すパンフレットを配布するなど、愛郷心の醸成を図り、若者が住み続けたいと思えるような地域の魅力づくりとあわせ、将来的なUターン者の増加を促進し、地域の活性化に結びつけるよう取り組んでまいります。

なお、議員ご指摘の移住・定住に関する相談のワンストップ窓口につきましては、引

き続き企画部まちづくり課、大仙ライフ促進班を移住・定住相談の総合的な窓口とし、 採用となった地域おこし協力隊と連携を図りながら、移住・定住に関する様々な施策の 紹介など、相談しやすい環境を整え各種事業を進めてまいります。

以上です。

【久米副市長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。 (「はい、議長」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) はい、11番。
- ○11番(茂木 隆) ただいま副市長からご答弁いただきました。これまでと違って、 かなり新年度においては充実したメニュー、そして補助率のアップになっているようで あり、移住・定住は、これからが大仙市の本領を発揮することでありますので、よろし くお願いしたいと思います。

そういう中で市民の意識、あるいは県外の方々に対するアプローチの一つとして、我が大仙市は昨年の統計でありますけれども、皆さんご承知のように東洋経済新聞社の住みよさランキング全国813市の中で大仙市は34位という、前年よりもまた伸びた素晴らしい数字だというふうに考えております。これは、安心度、快適度、あるいは利便度、富裕度、そして住居水準の充実度の5つの観点から分類し、その総合評価でありますけれども、県内では大仙市は当然トップでありますし、2位の潟上市は全国126位でありますので、ダントツでいいランキングだというふうに思います。また、東北・北海道ブロックにおいては、大仙市は4位であります。

このように住みよさランキングで上位でありますので、この点ももう少しPRすべきだと、どうもその辺が弱いなと。それは県外に対してだけでなくて、やはり我々この大仙市に住んでいる市民がそういう自覚、やっぱり誇り、自信を、住んでいる我々がやっぱり持って初めて移住者にも働きかけることができますし、その点、あまりにも大仙市の場合は広報などでも市民にそういうことを広報でお知らせしたりするということもないんであります。そして、今朝の魁新聞でありますけれども、月曜論壇に載っておりましたが、県民性と人口減少のお話が載っておりました。その中で秋田県の人は、なんもねって、自分たちのところにはなんもないと、そういう何か気質といいますか、そういう県民性だそうです。その中で沖縄県などは、いろんな人が集まった会合において、集まったメンバーがそれぞれの自分たちのふるさとの自慢話をするというようなことが書

かれておりました。やはり自分たちが、やはりなんもねというような感覚においては、 やはり若い人たちも、やっぱりここよりも県外とかそういうふうな地元に残るという意 識を持たなくなるというふうに思いますので、やはり自分たちの例えば教育の面であり ますとか、そういう面で、子どもたちが、若者が住みやすい環境の地域だと、そういう ことをやっぱり自覚するように、行政でもいろんな面で市民にPRしていくべきだとい うふうに思いますけれども、その点について当局の考え方をお尋ねしたいと思います。

- ○議長(千葉 健) 再質問に対する答弁を求めます。久米副市長。
- ○副市長(久米正雄) 茂木議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど28年度の事業の実績、それから29年度の内容をご説明申し上げました。確かに、その中で今、議員がご指摘のとおり、例えば東洋経済新聞等で発表している、こういうふうに、大仙市は全国的にも住みやすいんだというふうなことも、併せて、やはりPRしていくことも一つの方策だと思います。そしてやはり、この大仙市については、自然が豊かで、自然風土、文化も含めて、そしてまた産業とか子育てとか教育などが、そういう環境が充実しているというのは、私たちはそういうふうに思っておるところでありまして、こういう部分がなかなか市民、若者には伝わっていないのではないかなと。ただ、統計的に見れば、やはり東北でも今おっしゃったとおり、東北で4位ですか、県内で1位というふうなことで、やはりそういう評価が出ておりますので、やっぱりこういうところが大仙市だということも、併せて、この後PRして、移住・定住の促進につなげてまいりたい、そういうふうに思っております。

○議長(千葉 健) 再々ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) 次に、3番の項目について質問を許します。
- ○11番(茂木 隆) 続いて、質問の3点目は、女性管理職の登用についてであります。 昨年4月に女性活躍推進法が施行され、人口減少や少子高齢化が進む中、女性が社会 の様々な分野で活躍することの重要性は年々高まっていると考えます。

しかし、現実と言いますか一般的には、育児や介護など家庭生活の面での女性の役割はまだまだ大きく、調査によると、その割合は74%にもなっていると言われております。

そこで、仕事と生活の調和、つまりワークライフバランスの推進が大事であり、経験 や環境、価値観などから、意識的にも無意識的にも先入観や思い込みがあるのも事実で あります。このような要因を取り除き、男女がともに協力し、支え合いながら社会の対等な構成員として、職場や地域社会のあらゆる分野において、その方針の立案、決定過程への女性の参画促進は、成熟した社会を形成する上で極めて重要であると考えます。

そこでまず、民間の範として市が率先して女性職員の管理職への登用率を上げることが大事であると思います。大仙市の28年度における女性管理職の割合は、17.3%であり、3年前の12.9%から着実に伸びてはきておりますが、当面の目標値としておる20%達成を目指すための行動計画をお示しいただきたいと思います。

○議長(千葉 健) 3番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 質問の女性管理職の登用についてお答え申し上げます。

平成28年4月に施行されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法は、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるという考えから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的としておるところであります。

この法律では、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ特定事業主行動計画の 策定及び女性の職業選択に資する情報の公表を国や地方公共団体、そして従業員が 301人以上の民間事業に義務付けております。

本市においては、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定に必要な状況把握、課題分析を行い、女性管理職比率について国が示している目標値を下回っていることから、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成27年3月に策定しておりました大仙市特定事業主行動計画に、平成31年度までに、市職員の管理職における女性の割合を20%とする数値目標を追加しまして、平成28年4月に公表したところであります。

この行動計画の具体的な取り組みとしては、30代の女性職員を対象に女性職員の リーダーとしての意識の向上及び幅広い分野への意識的参画を促すことを目的とした女 性職員キャリアデザイン研修を平成27年度から継続して実施しているところでありま す。

また、これとともに、より積極的な女性管理職の登用を行ってまいりたいと考えております。

今後につきましても、研修や育児休業等の取得など、女性職員のキャリア形成を支援する環境整備に努めるとともに、女性活躍推進法に関する行動計画の実施状況を、市ホームページ等を通じて公表し、市内民間企業の女性従業員や事業主における女性活躍推進の機運も高めてまいりたいと考えております。

以上です。

【久米副市長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対する再質問ございますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) 次に、4番の項目について質問を許します。
- ○11番(茂木 隆) 最後の質問は、ふるさと納税の推進についてであります。

ふるさと納税は、地方を応援する仕組みとして2008年に創設され、今年度で9年目を迎え、当初は県内の自治体の中でも大仙市は上位を維持してきましたが、近年は、件数は伸びてきても寄附額は増えず、昨年の4月から12月までの実績は、県内25市町村の中で受理件数は21位、受理額は18位と下位であり、13の市の中では最下位であります。これは全国各地の自治体が返戻品の拡充や寄附の獲得に効果的な品揃えに取り組んできたのに対し、我が大仙市は節度や慎みを重んじてきたからだと思います。

ちなみに、昨年4月から12月までの県内への寄附総額は過去最高だった15年度に 迫る13億4,000万円余りで、前年同期より1億6,000万増え、件数も7万2, 010件と大幅に伸びて、16市町村では前年同期を上回っております。その中で最多 の大館市は、3億3,000万を超えており、本市の850万円の39倍です。過度な 返戻品競争はいかがかとは思いますが、税収が少なくなってきておることを考えても、 貴重な財源確保の手法として考えるべきで、返戻品により全国に大仙市の特産品をPR できるし、地場産業の振興が図られ、地域の活性化にもつながることを考えれば、米や お酒はもちろん、観光物産協会、商工団体、JAなどと協力し、魅力ある返戻品の品目 を揃えるべきと思うが、いかがでしょうか。

最後に、節度に欠ける返戻品と言われるかもしれませんけれども、日本一の大曲の花 火の桟敷席の観覧チケットも一考かと思います。

以上です。

○議長(千葉 健) 4番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 質問のふるさと納税の推進についてお答え申し上げます。

大仙市ではこれまで、市をふるさととし、応援してくださる寄附者の気持ちを大切に し、過度な返戻を行わないことでふるさと納税制度を実施してまいりました。この方針 のもとで、平成26年度までは寄附していただいた方へ、あくまでも感謝の気持ちとし て広報紙1年間無料送付、平成27年度には、これに加えて市のオリジナルカレンダー と特産品開発コンクール入賞作品詰め合わせを追加したところであります。

しかしながら、返戻品の充実を図ることは、ふるさと納税の一つの活用方法であり、 自治体の特産品のPRや観光振興に有用であるとともに、地域経済の活性化に資するも のとして広く市民に捉えられるようになり、当市としても看過できないことから、平成 28年10月からは、特別栽培米と市内蔵元のお酒を返戻品に加え、制度の充実を図っ てまいりました。

また同時に、寄附者からの要望があった寄附のインターネット受付やクレジットカー ド決済、コンビニ決済を追加し、手続の容易性を考慮した寄附しやすい環境を整えてま いりました。

その結果、今年度28年度は、平成27年度までと比較し、件数は過去最高となり、 新規寄附者件数、さらに市の出身者以外からの寄附件数も過去最高となっておりますが、 議員ご指摘のとおり、県内自治体と比較しますと12月末現在で25市町村中、件数で は21位、寄附額では18位にあり、返戻品や申込手法の追加の効果と見られる新規の 寄附者の増加はあったものの、全体的な寄附額の大幅な増加は見られない状況にありま す。

ふるさと納税制度については、全国的に高額な返戻品による競争が加熱化しており、 都市部では地方への寄附額が増え、税収の流出という事態を招いていると言われており ます。最近では、埼玉県所沢市が「お得な返戻品を得るための競争ではなく、ふるさと や自治体を応援したいという制度本来の運用に戻す」として、返戻品をやめる例も出て おります。

また、国の動向としては、昨年4月に総務省から、資産性の高いものや高額な返戻品を自粛するよう通知されており、さらに総務大臣の指示により、今春を目途に改善策を まとめる方針が示されたことから、今後も国の動きを注視してまいりたいと思います。

このようなことから、市といたしましては、これまでと同様に生まれ育ったふるさと を大事にしたい、ふるさとの発展に貢献したいという寄附者の気持ちを大切にしながら も、返戻品については市をPRする一つのツールと捉え、大曲の花火の桟敷席を含む返 戻品の内容について、関係団体と話し合いを進めているところであります。

いずれにしましても、返戻品による物産開発や観光推進、地元経済の活性化とふるさと納税制度の趣旨とのバランスがとれた「大仙市スタイル」としての制度の充実とPRに努めてまいりたいと思います。

【久米副市長 降壇】

○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対する再質問ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) はい、11番。
- ○11番(茂木 隆) 再質問でありませんけれども、ただいま当局からは、前向きな答 弁をいただきまして、ありがとうございました。どうかこれからも市政発展のため、ひ とつよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。
- ○議長(千葉 健) これにて11番茂木隆君の質問を終わります。

【11番 茂木隆議員 降壇】

○議長(千葉 健) 一般質問の途中ではございますけれども、暫時休憩いたします。再 開は11時30分といたします。

午前11時18分休憩

.....

午前11時28分 再 開

- ○議長(千葉 健) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。8番藤田和久君。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 8番。

【8番 藤田和久議員 登壇】

- ○議長(千葉 健) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○8番(藤田和久) 日本共産党の藤田和久です。通告に従い、私は2つの点について質問させていただきます。

最初に、学校給食費の無料化、無償化について質問いたします。

子どもの貧困問題が深刻さを増す中、全国各地の自治体で就学援助の拡充や学校給食 費、学用品などの無償化を求める行動と運動が大きく広がってきております。 日本では、ヨーロッパなどの教育先進国と比べたら、教育費の無償については非常に遅れております。子どもを持つ父母の皆さんも教育費の大変さに不安や不満をもっておられる方々がたくさんおります。そうした中で、この日本でも義務教育はぜひとも無料にと請願や要望などが提出されるようになってきました。現在では、入学前の入学準備に対する全額支給、または一部支給は当たり前になってきており、ランドセルやリュックサックを支給する自治体も出てきております。授業で使う楽器類やスキー、スポーツウエアなどについても、一定額の補助がされている自治体も見受けられるようになってまいりました。

文部科学省では、7年程前だったと思いますけれども、義務教育費の無償化に努力すると国会で答えております。また、日本国憲法でも、その第26条において「教育を受ける権利、教育を受けさせる義務」について述べられております。それは、①全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。②全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育費は、これを無償とすると書いてあります。義務教育費は無償とうたっているのです。

文部科学省でも憲法でも義務教育無償を明記しており、学校関係者は、国の責任で保障すべきだと声を上げております。近年になって、義務教育費の無償化が叫ばれ、いろいろな面での無償化や一部助成が進んできましたが、国の無料制度というよりも都道府県や自治体の無料制度で、この制度を国の責任で無償にしなければなりません。

大仙市では、義務教育の無償化に努力しておりますが、まだ学校給食費の無料化については実現されておりません。公立小学校や中学校の給食を無償で提供するということで、この6年間で無償化した自治体は、少なくとも全国の1,741自治体のうち55の自治体で実現したところでございます。子育て支援や学校給食費の無償化に関する様々な支援制度の中でも、「学校給食費の無料化は特にありがたかった」との父母の声があるように、近年、学校給食費の無償化や一部補助が急激に増加しているのです。既に無償化が実施された自治体での保護者へのアンケートでも「負担が軽減され、大変喜ばれている」という回答が一番多かったそうです。子どもや父母の皆さんの喜びを考えたら「財政が大変で、無償化に回せる財源はありません」などとは言ってはおられない状況なのです。

学校給食費無償化の自治体は55ですが、一部助成などの自治体は約400近くにも

なってきております。「教育費は無償に」「学校給食費は無償に」は全国的な流れでは ないでしょうか。ですから、学校給食費無償化の自治体は今後さらに増えてくるものと 予想されています。

そこで伺いますが、この大仙市でも学校給食費の無償化を実現できないものなのか、 伺いたいと思います。学校給食法は食育の推進を掲げています。文科省も憲法でも「義 務教育はこれを無償とする」としておりますので、給食費が払えずに肩身の狭い思いを したり、生活費を切り詰めて給食費を捻出するなど、子どもたちや家庭に大きな負担と なっています。こうした実態を受け、地方自治体の独自の努力で無償化が少しずつ広 がっていることは、子どもや家庭を励ますものとなっております。財源が厳しいなどと いう理由は、言い訳にはなりません。大仙市でも、その実現のため、緊急、早急に検討 することを要請したいと思います。また、直ちに無償化は難しいということでしたら、 無償化に向けて学校給食費の一部補助制度を検討してみてはいかがでしょうか。

学校で学ぶ全ての子どもたちが、安心して学校給食を食べることができるように、そして、今度はその制度を国に向かっての「国の責任による学校給食費の無償化」を要求していってほしいと考えるものです。

以上で一つ目の質問を終わります。

○議長(千葉 健) 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長(吉川正一) 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の学校給食費の無償化、または一部補助につきましては、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運用経費は、設置者が負担し、それ以外は保護者負担と明記されておりますので、食材費となる給食費は、保護者から負担していただいているところであります。

なお、経済的に苦労している保護者に対しましては、就学援助制度を紹介するととも に、分納など納めやすい環境づくりに努めているところであります。

子どもたちの教育環境の整備を進めることは、少子化対策の一環としても重要なことと認識しておりますが、市が実施している各種施策とのかかわりの中で総合的に判断すべきものと捉えております。したがいまして、学校給食費につきましては、これまでと同様の対応をお願いしたいと考えております。

また、国等への要望につきましても、そうした状況を考慮し、検討すべきものと捉え

ております。

○議長(千葉 健)

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対する再質問ございますか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

はい、8番。

○8番(藤田和久) ただいまの答弁で、施設等は担当自治体で、そして給食の材料費等は保護者負担というそういうルールになっているということでございますけれども、全国の状況がね、たった6年間でこれだけ増えて、しかも完全無料化と一部無料化の合わせますと1,700のうち450までいってますよね。ここ、この後も数年たてば、もっともっと増えると思います。今の答弁だと、無料化にするのが悪いことのように聞こえるんですね、私らからすると。そうではなくて、教育費の無償化、学校給食費の無償化、これ教育の無償化の一環なんですよ。食育として学校給食を扱っていますから、PTA会費とかね、それから学用品とかと同じ考え方でいかなければ私はいけないと思います。そういうことで、もう一度考え直していただけないかとお願いをまずひとつ、一点したいと思います。

それからもう一つなんですけれども、大仙市の給食費のお金は、ほとんど集まって納入率が99%まで達しています。これは大変立派な方だと思っております。評価したいと思いますけれども、中にはやはりね、全国的にはこれで困っている人がいっぱいいるんですよ。給食費が高すぎて払えないという人がね。大仙市では少なくても、それでも何人かはいらっしゃると思うんです。ですから、完全に無料化すると何億もかかるので、本当に所得の低い人たちのやっぱり無償化を少し進めるとか、そういう検討をぜひしていただきたいと思いますので、どうかご答弁のほど、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(千葉 健) 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。
- ○教育長(吉川正一) 藤田議員の再質問にお答え申し上げます。

教育委員会として判断するのは大変難しいところもあるんですが、いずれその課題意識は持っております。給食費の無料化は、やっぱり保護者の負担軽減、あるいは子育て支援全体としてですね、意味のあることだと、そういうことは認識してございますが、 先程も申したようにですね、まず食材費だけで大仙市で3億6,000万円、毎年か かってございます。そのほかにもですね、いろんな教育が入ってきておりますので、教育部面だけ見てもですね、先程茂木議員のご質問でも回答したようにICTの導入だとかですね、それから、支援の必要な子どもたちもいらっしゃいます。それから、本市の場合、例えば一学級に標準は40人までなんですが、ぎりぎりの学級もあれば、十何人しかいない学級もあると。こういったところに、もう少しですね、人的支援もしてみたいなと、そういった思いもございます。

ということでですね、今現在のところは、そういったところをもう少し充実させてですね、まず教育の質の保証、維持向上も義務教育の無償化と並んで三本柱の一つでございますので、教育の機会均等、それから教育の質の維持向上というのも三本柱の一つでございますので、その辺を何とかですね、頑張っていきたいと思いますが、2点目のですね、一部補助等も考慮したらというご質問でございますが、確かに県内には八郎潟町と東成瀬村では無償化ということ、三種でしたか一部補助というような形でやっております。委員会としましてですね、そういった情報収集をしてですね、そういった可能性があるかどうかということで研究はしてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長(千葉 健) 再々質問ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) はい、8番。
- ○8番(藤田和久) 学校給食費の無償化というよりも、教育の無償化でございますので、本来であれば、やはり国の財源で無償化を進めるべきだと私は思います。しかし、いろんな制度がね、やはり各自治体とかで2割、3割と無償化が進む、一部助成でも半分ぐらいまで達すれば県で出すとか、国で保証するとか、そういうふうに進んでいくわけですよ。そういうふうに、まず国に要求する前に各自治体で少しでもね、無償化のために頑張ってもらいたいと思いますので、ぜひ検討を早急に進めるようお願いして質問を終わりたいと思います。
- ○議長(千葉 健) 次に、2番の項目について質問を許します。
- ○8番(藤田和久) 次に、2つ目の質問として、農業について質問させていただきます。 政府は、平成30年から生産数量目標の配分、減反の割り当てです。これが廃止され、 農家やJAなどが自分たちで生産量を決定する方式に変わるそうです。また、これまで 10a当り1万5千円の所得補償制度が、これは現在、米の直接支払交付金と名前が変

わって、3年前から7,500円に減額されています。これが平成30年産からは、廃止されてしまいます。国では、認定農家や集団化、法人化を促進し、大規模経営農家を進めていますが、規模が拡大したからといって生き残れるとは限りません。いかに良質の安全でおいしい米を作るか、作った米をどのようにして販売するかにかかっていると思われます。また、全国の米の消費量も、年々減少傾向にあり、約8万トンも減少しているとのことです。売り先のない米を無計画的に作り過ぎると米余り現象が進み、さらに米価下落に弾みをつけることになりかねません。今後の農業の方向として、転作割り当てはなくなりますが、稲作以外の他の作物への転作、転換が非常に重要になると考えております。

国では、こうした転作を推進するため、水田活用の直接支払交付金は継続すると言っております。しかし、直接支払交付金は残るとしても、米の直接支払交付金は、なくなってしまいます。低米価が続く状況では、農業は採算が取れなくなってしまいます。これまでの低米価を補償するための所得補償制度、米の直接支払交付金です。これがなくなってしまえば、実際は農家が大変であります。

また、国の農業政策がTPPや農協つぶしに固執しており、米価が引き上がる可能性 というのは、ほとんどありません。中小農家は営農継続の希望さえなくしています。 こんな農業政策では、生きがいをもって営農を継続していくという保証はありません。

ここで質問ですが、今年で打ち切られる所得補償制度の米の直接支払交付金の復活を 目指して、他の自治体や県などと一体となって政府に要望できないものなのか伺いたい と思います。

現在、この米の所得補償交付金、所得補償制度の復活を目指して、農民連や一部JAなどが署名運動に取り組んでいるところです。米の生産費にも及ばないような低米価では、中小零細規模の農家に限らず、集団営農や法人営農などの大規模農家でも採算が取れなくなってしまいます。農家の農業に対する意欲と誇りをもって営農に取り組むためにも、所得補償制度、米の直接支払交付金の復活は、緊急の課題だと考えるものです。何とぞよろしくお願いいたしまして、二つ目の質問を終わります。

○議長(千葉 健) 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 質問の平成30年産からの所得補償制度、米の直接支払交付金の 復活のための国への要請について、お答え申しげます。 政府は、平成25年12月に農林水産業地域の活力・創造プランの四つの改革からなる新たな農業・農村政策により、経営所得安定対策の見直しや水田フル活用と米政策等の見直しを決定し、農政改革を進めております。

このうち、水田フル活用と米政策の見直しにおいては、平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分の廃止のほか、本年度、市全体でおよそ6億8,000万円が交付されている米の直接支払交付金を平成29年度限りで終了することとしております。

市では、こうした米政策の大転換の決定や米価が低迷する中、農家の所得を確保し、 地域農業が持続可能なものとなるよう、整備が進んだほ場を有効活用した大豆の生産振 興、野菜、花卉などの高収益作物を取り入れた経営の展開、畜産の振興など、複合型生 産構造への誘導を進めてまいりました。

基幹となる米については、こだわりのある米生産の推進のほか、稲作を主体に意欲的に取り組む経営体に対しては、田植機やコンバインなどの導入に係る経費について、市独自の制度を設け支援しております。

また、JAにおいても、平成30年度における園芸部門の販売額30億円を目指し、 生産・集荷・販売の基幹となる施設の整備を進めており、平成28年度の販売額は25 億8,000万円まで拡大する見込みであります。

国は、昨年11月、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革、収入保険制度の導入など13項目からなる農業競争力強化プログラムを決定し、農業者が自由に経営展開できる環境整備と自らの努力では解決できない構造的な問題に対処していくこととしておりますが、詳細については未だ明らかにされておらず、農業者は大きな不安を感じております。

議員ご提案の米の直接支払交付金の復活は、米価が低迷する中、稲作農家の確実な収入源として定着してきたところでありますが、その廃止は国が決定してから3年以上経過しております。国や県、JA等においては、制度の廃止を前提に対策を進めており、県内各市町村やJAなど集荷団体においては、復活に向けた国への要望の動きはない状況にありますので、米の直接支払交付金の復活を要望することは難しいものと考えております。

なお、市といたしましては、平成30年産以降の米政策をはじめ各種制度の詳細が示されていない現状を踏まえ、市長会を通じ、次の内容を国に対し要望しております。

一つ目として、平成30年産以降の水田農業政策の詳細や制度の具体的な運用を早期

に明らかにし、安定した営農継続を可能とする施策の継続と予算を確保すること。二つ目として、行政による生産数量目標の配分の廃止に伴い、需給調整に混乱が生じないよう、米の需給に関し細やかな情報提供等の環境整備を進めることであり、何より農家の不安や誤解を払拭し、引き続き安心して営農に取り組める環境づくりを要望しております。

今後も米価の維持・安定にあたっては、市農業再生協議会において需給バランスを背景とした生産調整の確実な実施に向けた「生産の目安」の提示など、市としても、これまでどおりのかかわりを持ちながら関係機関との連携を深め、将来とも安定した地域農業の展開を目指し取り組んでまいります。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) はい、8番。
- ○8番(藤田和久) 市長会などでもそういう要望の内容は見当たらないというような答 弁もございました。

この所得補償制度というのは、民主党政権のときにできた制度です。その後、自民党政権になって、自民党と今の政権が、この米の一括支払制度に名前を変えた時点で、なぜ変えたのかというところの説明でですね、米だけ価格補償だとか所得補償制度で支給するのは、これはまずいというんですね。ところが諸外国ではやっています。日本だけ、なぜまずいのかちょっとわかりませんけれども、そういって名前を変えた。そして、3年ぐらい後から半額に額を削った。自民党や政府が言うのは、意欲のある農業とかやる気のある農業に金を出すのはいいけど、全農家に補助金を出すというのは、これはまかりならん、そういう説明だったんです。私そういう農業の説明会に行って、実際にそれを聞きました。だけども、いろんな理由はあるかもしれませんけども、これまで農家が非常に当てにしてきた所得補償制度、これをやっぱり打ち切るということは、農家からしたら、これは許されないことなんです。

そこで、何とか市の方にお願いしたいわけですけれども、この市長会で、農家が安心 して農業に取り組めるように、まず要望は出すということを言っておりますので、その 中にこういうような直接支払制度、所得補償制度も組み入れて、ぜひ要望をしていって もらいたい、このことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがと うございました。回答はいいです。

○議長(千葉 健) これにて8番藤田和久君の質問を終わります。

【8番 藤田和久議員 降壇】

○議長(千葉 健) 一般質問の途中ではございますけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

.....

午後 0時59分 再 開

- ○議長(千葉 健) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。2番秩父博樹君。

(「はい、議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 2番。

【2番 秩父博樹議員 登壇】

- ○議長(千葉 健) はじめに、1番の項目について質問を許します。
- ○2番(秩父博樹) 大地・公明の会の秩父博樹です。

まずは、市政報告の方では、久米副市長からもございましたが、市長不在、また、副市長1人という、大仙市では未だかつて経験したことのない特殊な状況となっておりますが、4月の市長選が終わるまで、久米副市長におかれましては、一人三役という大変な状況で心中お察しいたしますが、どうかお体ご自愛いただきながら、もう一踏ん張り頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、今週末には東日本大震災より丸6年を迎えますが、あの震災以降も各地で頻発する地震のほか、温暖化に伴う風水害や雪害、土砂災害、また、人為的な原因も絡んだ陥没事故ですとか、それから新潟でありました大火災ですとか、いろいろ災害の方は絶えません。今回は、一般質問の方で1項目と、それから、またあさっての予算質疑では2項目について通告させていただいておりますが、まずは、このいつ起きるかわからない大規模災害を見据えた取り組みとして、災害発生時における避難所の運営についてお伺いしたいと思います。ご答弁の方、よろしくお願いします。

昨年夏の台風・大雨被害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法などに基づき予防、応急、復旧・復興というあらゆる直面に応じ

て国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

地域防災計画では、防災体制の確立、それから、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化などを定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備することになっております。

熊本地震や昨年夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られました。国や県との連携や対口支援の受け入れなど自治体職員は特に初動期において多忙を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所の運営にあたってしまいますと、被災者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこで、大仙市の避難所運営について4点お伺いいたします。

まず1点目に、内閣府公表の避難所運営ガイドライン、これには避難所生活は住民が主体となって行うべきものと、こういうふうになっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れは、どのようになっておりますでしょうか。とりわけ初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織を作ることになっておりますが、どのようになっておりますでしょうか。二つ目に、この内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、

地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに 基づく避難所設営の訓練の実施状況、これをお伺いしたいと思います。

3点目に、熊本地震では最大一日1,400名を超えるほかの自治体職員の派遣を受け入れておりました。当市の方からも4名ほど住宅の査定の方に足を運びましたが、この内閣府の避難所運営などの基本方針によると、被災者のニーズの把握や、ほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班、これを組織しとありますが、大仙市では避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなりますでしょうか。

4点目に、台風10号で被災した岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わりました。このことは、円滑な災害応援に影響を及ぼしかねないことであり、大仙市においてもマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上4点について、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長(千葉 健) 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長(久米正雄) 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の災害発生時における避難所運営についてでありますが、はじめに、避難所運営の流れにつきましては、平成27年11月に避難所開設運営マニュアルを作成しており、これに基づき運営することとしております。このマニュアルは、発災から3日目までの初動対応編と3日を超える避難生活が見込まれる場合の応急復旧編の構成になっております。

はじめに、初動対応編の内容としては、避難勧告が発令されるなど開設基準に達した場合、担当職員が避難所へ参集し、施設の点検、施設の開錠、受け入れスペースの決定など受け入れ準備を行い、その後、避難者を受け入れながら状況の把握を行い、食料や物資の要請と配布を行うこととしております。

次に、避難生活が長期化する場合の対応として、応急復旧編では、名簿の作成後、要望や意見の調整・避難所生活のルールづくり等の運営を行うための決定機関として、避難所運営委員会を組織することとしております。

なお、運営は、避難者による自主運営を基本とし、地元の自主防災組織、自治会、町内会等の役員や避難者により推選された人などから役員を選出することとし、担当職員 や当該施設職員はオブザーバーとして運営に協力することとしております。

また、実際に運営するための組織として、避難所運営委員会の事務局業務や生活ルールの作成、入退所者の管理などを行う総務班、情報収集、整理、伝達などを行う情報班をはじめ、救護班、ボランティア班、食糧物資班、環境班などを設置し、避難者全員が協力し合う制度を構築することとしております。

次に、市民参加型の避難所開設訓練の実施状況につきましては、大仙市総合防災訓練や大仙防災教育「生き抜く力育成」事業などにおいて、その訓練種目の中の一つとして市民参加型の避難所開設訓練を実施しております。

市の総合訓練におきましては、平成23年度に中仙中学校、平成24年度に南外体育館、平成25年度に協和体育館、平成27年度には太田生活改善センター、そして今年度28年度は大曲中学校を会場に、地元自治会に参加をいただいた訓練を行っております。

また、大仙防災教育「生き抜く力育成」事業においては、地元自主防災組織等と連携

しながら、平成25年度に平和中学校において宿泊を伴う訓練、平成26年度は大曲西中学校において、生徒数を上回る88名の住民の皆さんから参加いただき、避難所運営業務の引き継ぎを主眼とした訓練、平成27年度には、西仙北中学校において給食センターと連携した訓練、今年度28年度は、仙北中学校において日赤と連携した訓練を行うなど、様々な状況を仮定したものを行っており、次年度29年度は太田中学校で行う計画であります。

また、そのほか平和中学校、大曲中学校においては、学校独自で地元自治会と連携しながら避難所開設を含めた訓練を毎年行っております。

次に、避難所支援班につきましてお答え申し上げます。

全国から集まるボランティアにつきましては、地域防災計画において社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターを開設し、対応することとしており、平成25年6月に「大仙市災害ボランティア立ち上げ・運営マニュアル」を策定しております。この中で災害ボランティアセンターの開設後、ボランティアの受付やニーズの調査、マッチング、オリエンテーションなどの班を設け、対応にあたることとしております。

なお、昨年5月に行われた市総合防災訓練において、大曲ヒカリオの健康福祉棟前で ボランティアの受入訓練を行い、内容を検証しております。

次に、災害時の職員の動きの再点検についてでありますが、大仙市災害対策本部編成において、避難所の設置につきましては民生部、救援班が行うことになっておりますが、近年の災害は大規模化していることから、多くの避難所を一斉に開設する例が増えており、それに伴い開設体制が整っていなかった自治体では、開設に戸惑った例があると伺っております。

これを受け、大仙市では、平成28年12月に行われた防災会議において、大仙市災害対策本部編成の見直しを行い、救援班の充実を図っております。

さらに、今後、救援班において避難所ごとに担当職員を定めるとともに、夜間や休日に対応する初動対応職員を定め、施設管理者との連絡体制を構築し、多数の避難所を迅速に開設できる体制を整えることとしております。

これにより、住民の早期避難が期待できるほか、他部門を担当する職員が業務に専念できることになり、円滑な災害対応ができるようになると考えております。

今後につきましても、全国の災害から得られた教訓を取り入れながら、地域防災計画 や各種マニュアル等の見直しを行い、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考え ております。

以上です。

【久米副市長 降壇】

- ○議長(千葉 健) ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。
 - (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○議長(千葉 健) はい、2番。
- ○2番(秩父博樹) どうもご答弁ありがとうございます。

初動期に職員が直接、昨年携わって、なかなか予定どおりうまく回らなかったという 例があったと、今、副市長の方からもありましたけど、岩泉町の件ですけど、やっぱり 実際、災害がきたその状況になると、やっぱりすごく慌てると思うんです。普段から訓 練していても、やっぱり実際そういうことがあるので、なので、普段の訓練、回数とか も大事ですけど、本当に中身、その真剣さの度合いというか、それがやっぱり本番とい うと語弊あると思うんですけど、実際災害が起きたときに、普段どれぐらい真剣に訓練 できているか、本当に対応できている、できるような状況になっているのかというのが、 その部分が非常に大事だと思いますので、今後もしっかりそこに力を入れていただきた いということと、先ほど職員の方はオブザーバーとしてかかわるというお話もありまし たので、実際、本当に災害になったときにそういう方向で動けるような状況を普段から 作っておくことが大事だと思いますので、その点を今後ともしっかりと対応お願いした いということと、それから、先程施設管理者と連絡を取り合うという、副市長のご答弁 の中にありましたけど、この間見せていただきました避難所の運営マニュアル、防災課 の方から見せていただいたんですけど、その中にですね、避難所開設時には速やかに受 入場所を決定することができるよう避難所担当職員は1年に1回以上、担当する避難所 へ出向き、さっきありました施設管理者と避難所の利用について事前に協議してくださ いというふうに明記されておりましたが、この協議の時期ですとか回数ですとか、もし 内容等について具体的に決まっているものというか計画とかありましたら、その辺お伝 えいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(千葉 健) 再質問に対する答弁を求めます。久米副市長。
- ○副市長(久米正雄) 秩父議員の再質問にお答え申し上げます。

災害については、いつどこで起きるかわかりませんし、最近の事例を見ておりますと、

いろいろな災害が起きております。そのためにこの防災計画とかマニュアルとかいろい ろな対応策をつくっておるわけでありまして、その都度、市としても他の事例を参酌し て、これでは対応できないというふうに考えたときは、そこを直すと、見直しをしてき ているところであります。

そしてまた、毎年場所を変えて防災訓練行っておりまして、毎年この災害の想定を変えて、先程答弁申し上げましたとおり、毎年違う対応の訓練をしておるわけでありまして、あらゆる災害に対応できるようなことを、職員をはじめ市民の皆さんからもわかっていただいて、災害時のときは市の指示に従ってもらうと。そして、避難所等については、当初は市民の自主運営というふうなことを主体に、足りない部分については職員も配置しておりますし、市の業務も並行してやっていかなければいけませんので、そこいら辺ができるような対応というふうなものをマニュアルで作っておるところであります。それで、今、施設管理者との協議、時期というふうな話でしたけれども、今ちょっといつやってるか、ちょっと私把握してませんが、毎年この防災訓練をやっておりますので、そういう時期にあわせて、開設する場所については、場所が決まっておりますので、そういう時期にあわせてやっていくものと思っておりますし、今後とも、やっぱり、最低でも年1回はそういうことをやらなければいけないようになっておりますので、その時期をもしあれだとすれば、きっちり決めてやれるようにできればなというふうに思っているところです。

○議長(千葉 健) 再々質問ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(千葉 健) はい、2番。
- ○2番(秩父博樹) 質問ではないんですけど、ご答弁ありがとうございます。

承知のとおり、今、おそらく、その温暖化による影響がすごく大きいのかなというふうに思いますけど、特に天候による災害というのは、年々、ゲリラ豪雨に代表されるように災害の形態が違ってきているという部分もありますので、今、副市長から答弁ありましたように、やはりその辺にしっかりと今後とも対応していけるように、緊急時にしっかりと動いていけるような体制づくりの強化をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(千葉 健) これにて2番秩父博樹君の質問を終わります。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長(千葉 健) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。 今日は大変ご苦労様でした。

午後 1時21分 散 会

